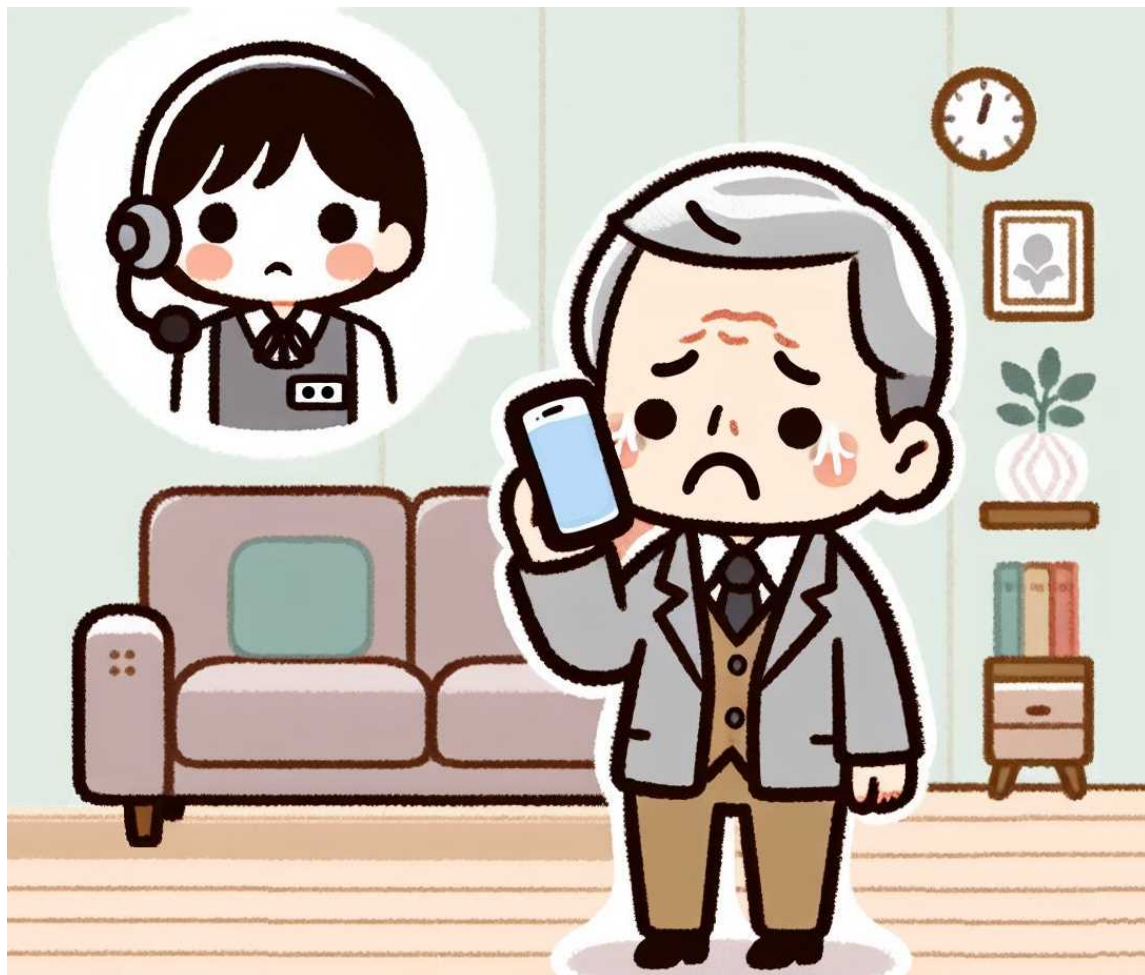




## 光回線の勧誘・・・ホントにお得？



光回線は、電話勧誘の説明不足、書面不交付、キャンペーン不適用などの相談があります。

- ① 割引等キャンペーンは、よくよく確認
- ② 契約前に、サービス内容の書面をもらう
- ③ 契約書受領後 8 日間は初期契約解除 OK

**内容を理解して、納得してから契約を！**

トラブルの相談は早めに札幌市消費者センター(☎728-2121)又は消費者ホットライン(☎188)へ

## 【相談件数が急増した商品役務】

### ●屋根工事（7～9月各1件→10月3件、11月4件）

**相談** チラシを見て、電話で屋根修理を頼んだ。

「火災保険が利用できる」と言われ、書類に署名し、銀行口座に保険金が振り込まれたが、手数料を10万円も請求された。

手数料の説明や見積・保険の書類もないが、どうしたらよいか。

**助言** 保険の代行申請で高額な手数料を請求されるトラブルが多発しています。

- ①手数料の請求の根拠を書面で求め、
- ②屋根工事は、数か所から見積りを取り、契約内容を聞き、比較検討して契約先を決めましょう。

相談のケースは、根拠の書面を求めて、内容の説明と減額の提示を受け、工事は改めて検討することになりました。

トラブルが解決しない場合は、

札幌市消費者センター(Tel728-2121)へご相談ください。

**訪問販売は  
お断りします!**



このステッカーの掲示により、訪問販売の勧誘を拒絶しています。断りの意思表示をしている消費者への勧誘は、法律・条例で禁止されています。



しつこい訪問販売に困っていませんか？

訪問販売お断りステッカーを掲示することで、「訪問による販売活動を拒絶する意思表示をしている」ことになり、このステッカーを無視して強引な訪問販売をすることは札幌市の条例違反となります。配布をご希望される場合は、札幌市消費生活課(211-2245)までご連絡ください。